

参考資料集

令和4年8月



文部科学省

機関要件の設定意義

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抜粋）

Ⅱ 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

5. 大学等の要件（機関要件）

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

- ① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ③ 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
- ④ 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

● 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考にしつつ設定する。

機関要件の確認(更新)申請・審査の概要

令和3年8月31日公表

区分	学校数 (R3.4.1)	確認校数 (R3.4.1)	新規確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1) 学校数 (R3.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (75校)、休校状態 (86校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

令和2年9月11日公表

区分	学校数 (R2.4.1)	確認校数 (R2.4.1)	新規確認校数 (R2年度)	確認取消校数 (R2年度)	確認校数 (R3.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

(注1) 学校数 (R2.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (82校)、休校状態 (95校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の14校も含まない。

令和元年9月20日公表

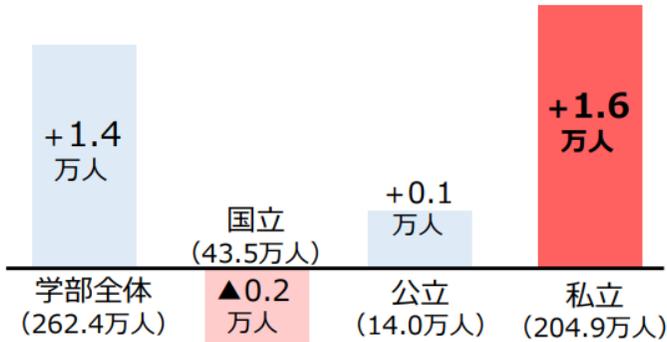
区分	学校数 (R元.4.1)	確認校数 (R元.4.1)	新規確認校数 (R元年度)	確認取消校数 (R元年度)	確認校数 (R2.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,074	—	1,043	—	1,043	97.1%
高等専門学校	57	—	57	—	57	100.0%
専門学校	2,713	—	1,689	—	1,689	62.3%

(注1) 学校数 (R元.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (89校)、休校状態 (108校) を含まない。

私立大学の学生数の増加、収支差の改善

- 令和2年度から高等教育の修学支援制度が開始。
- 令和2年度は主に私学、特に**定員充足率90%未満の私大の学生数の増加が顕著**。
- **収支（基本金組入前当年収支差額）も、令和元年度まで横ばいだったが、大幅な改善がみられる。**

◆ 令和2年度の大学（学部）の在学者数の対前年度増減



(出典) 文部科学省「令和2年度学校基本調査」(令和2年12月)

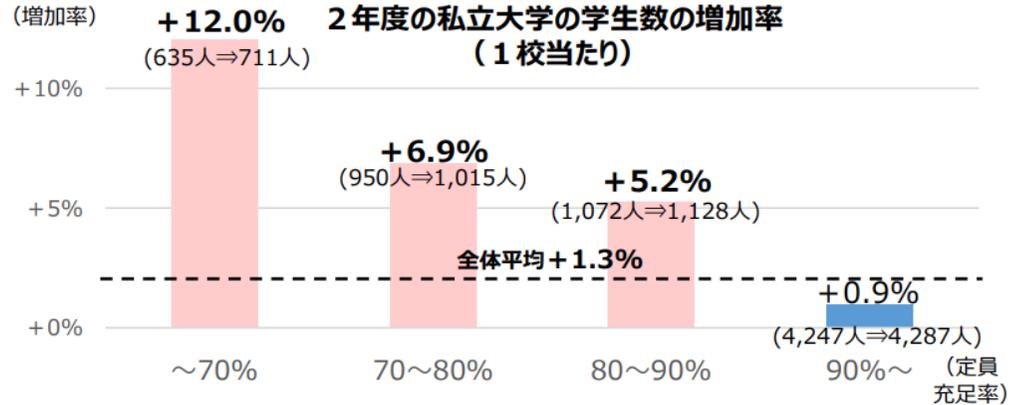
◆ 私立大学の収支※の推移



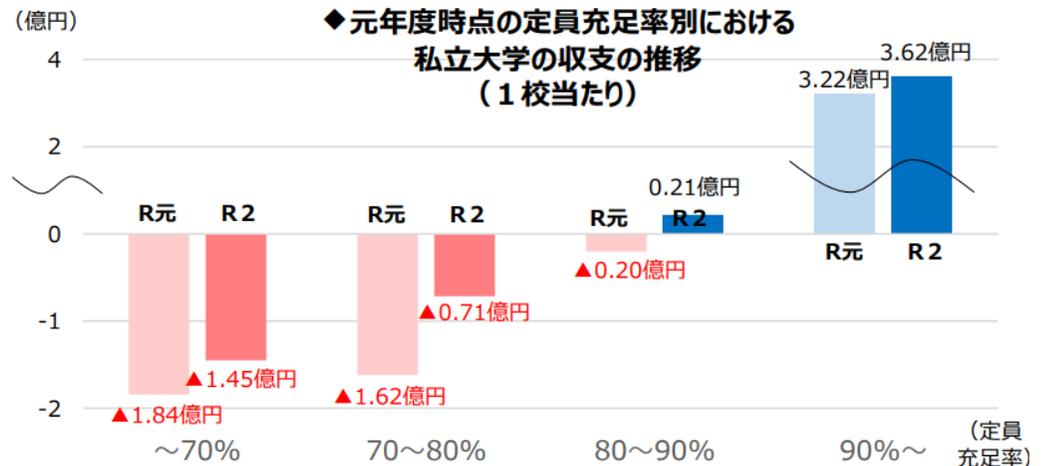
※ 基本金組入前当年収支差額

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(令和4年1月刊行)

◆ 元年度時点の定員充足率別における2年度の私立大学の学生数の増加率 (1校当たり)



◆ 元年度時点の定員充足率別における私立大学の収支の推移 (1校当たり)



(注) 「大学部門」は、学校法人会計基準の会計単位としての大学で、附属病院、研究所、大学以外の学校等は含まない。

(出所) 文部科学省提出資料を基に財務省作成

多子世帯支援の現行制度（例）

制度	内容	備考
児童手当	3歳以上小学校終了前までは、第1子・第2子は10,000円、第3子以降は15,000円	所得制限あり
0～2歳までの保育料	保育所等を利用する子供が3人以上いる場合、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償	年収360万円未満の世帯は第1子の年齢は問わない
高校生等奨学給付金	第2子以降（15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合）は、第1子よりも高い単価で給付	生活保護世帯、非課税世帯が対象
公的賃貸住宅家賃対策補助	同居者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯は、対象となる所得要件、住宅の要件を緩和	令和8年度までの時限措置

この他、地方自治体によっては、第3子は出産祝金を増額しているケースや、多子世帯向けの子育て支援パスポートがある自治体も存在する。



背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

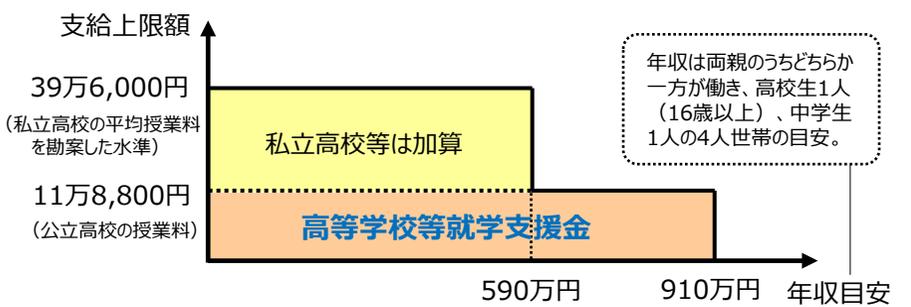
目的・目標

○ 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

414,154百万円 (416,907百万円)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
 - ◆ 令和4年度予算
 - 早生まれの高校生等に係る判定基準を改善
 - ※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため
- <対象学校種>
 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）
 専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）
 海上技術学校



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
 ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※都道府県事業に対する補助 771百万円 (695百万円)

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 家計急変した世帯への修学支援（補助率1/2）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

15,111百万円 (15,890百万円)

- ◆ 生活保護・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う奨学給付金事業に対して、国がその一部を補助（補助率1/3）
 - ◆ 令和4年度予算
 - ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
 - ・ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額の増額
- <対象学校種>
 高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和4年度予算 給付額】

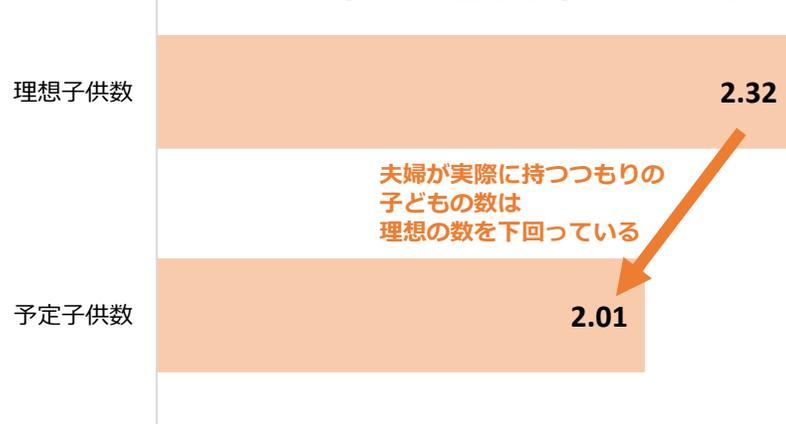
世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円 ↓ (+4,000円) 114,100円	129,600円 ↓ (+5,000円) 134,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	141,700円 ↓ (+2,000円) 143,700円	150,000円 ↓ (+2,000円) 152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円 ↓ (+2,000円) 50,500円	50,100円 ↓ (+2,000円) 52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

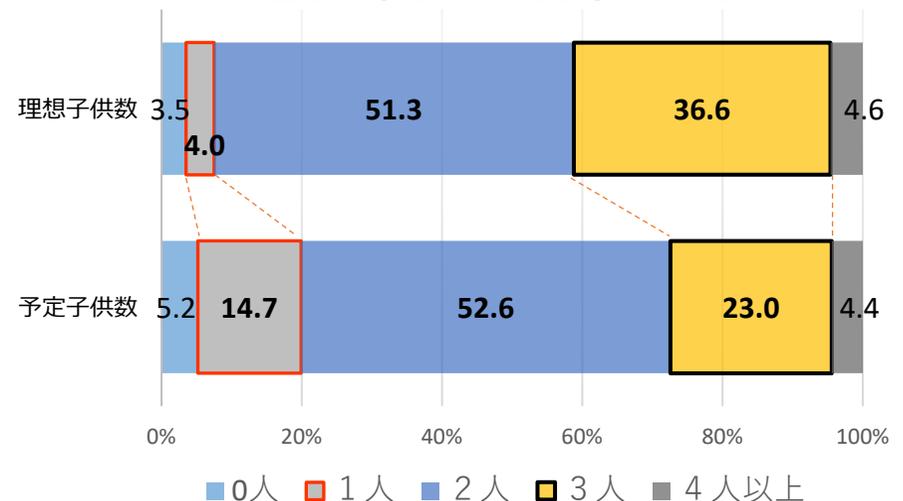
夫婦の「理想の子供の数」と「予定の子供の数」の乖離

- 夫婦にたずねた理想的な子どもの数（理想子供数）の平均値は2.32人。これに対して夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（予定子供数）の平均値は2.01人
- 理想子供数では「3人」と答えた割合が36.6%、「2人」が51.3%、「1人」が4.0%であるのに対し、予定子供数では「3人」の割合が減少し、「1人」の割合が増加している。

夫婦の予定子供数と理想子供数の平均



夫婦の理想子供数・予定子供数の分布

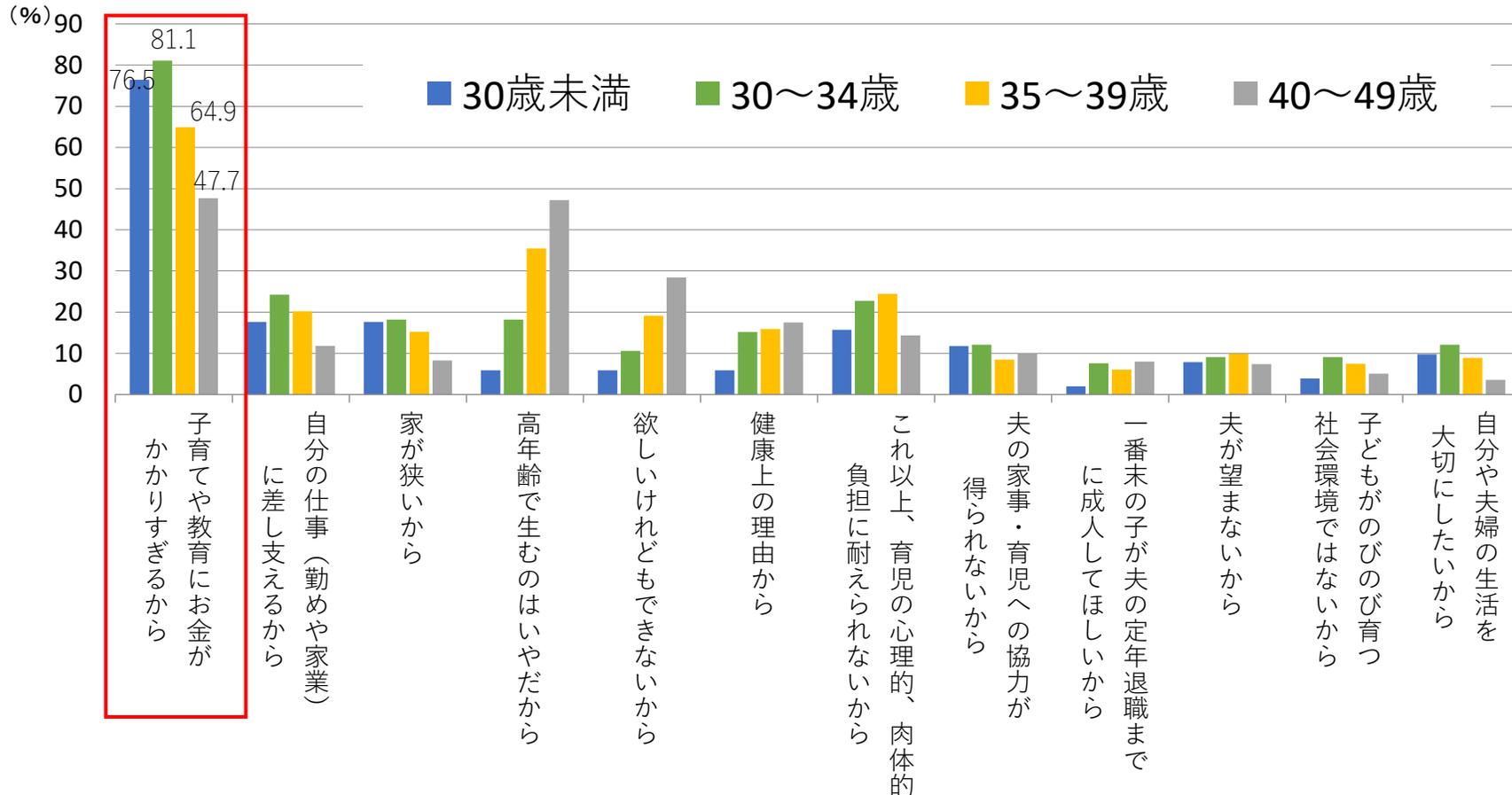


出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

- 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

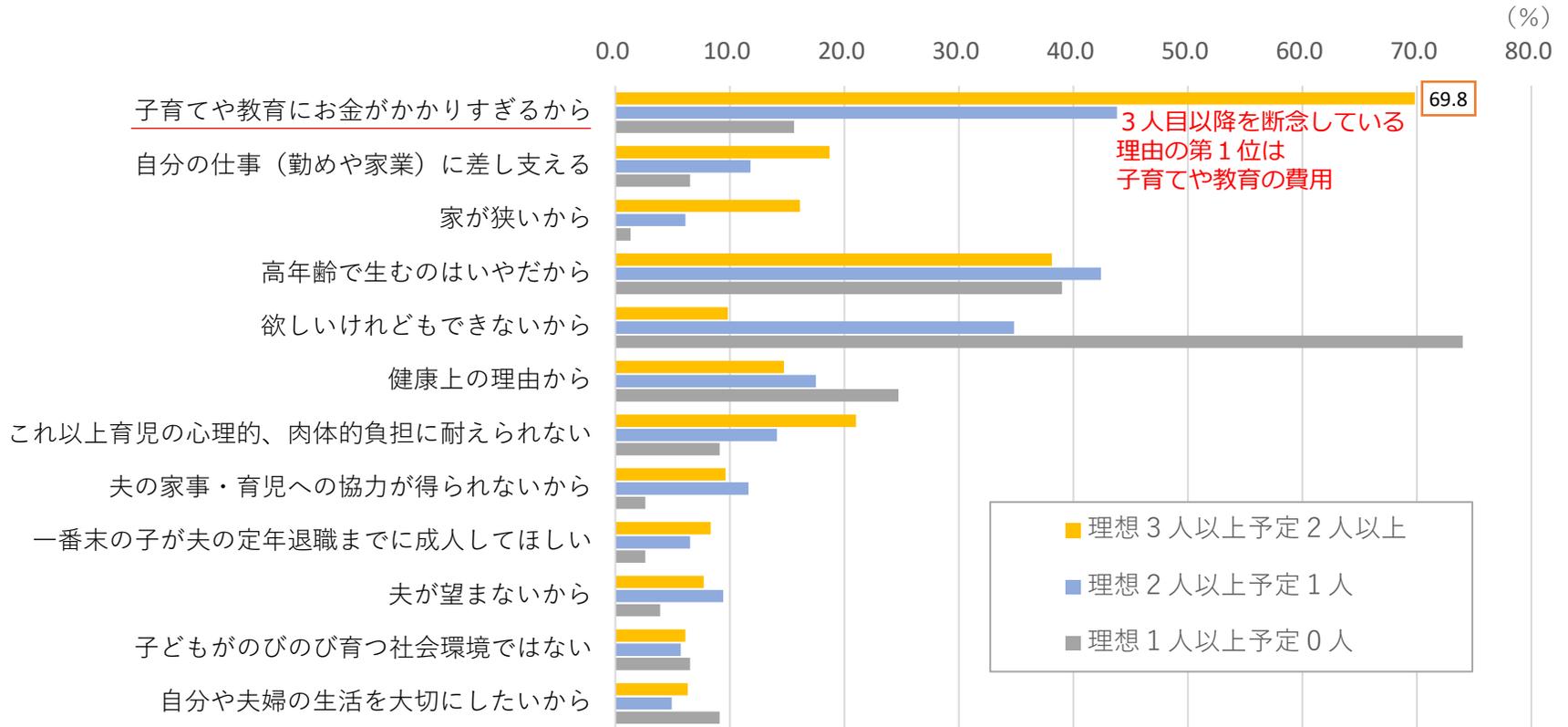


(注) 妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

3人目以降を断念する大きな要因は子育てや教育にかかる費用

○ 理想の子供数を持たない理由について、理想の子供の数が3人以上であるが実際に持つつもりの子供がそれを下回る（少なくとも2人は予定）という夫婦は、約7割がその理由として子育てや教育にかかる費用を挙げている。

理想子供数を予定子供数が下回る理由（理想／予定子供数別）



夫婦の出生子ども数

- ① 半数を超える夫婦が2人の子どもを生んでいる。
- ② 子どもを3人以上持つ夫婦の割合は低下し、子ども1人（ひとりっ子）の夫婦が増加した。

夫婦の出生子ども数分布の推移（結婚持続期間15～19年）

調査(調査年次)	総数(客体数)	0人	1人	2人	3人	4人以上	完結出生児数
第7回調査(1977年)	100.0% (1,427)	3.0%	11.0	57.0	23.8	5.1	2.19人
第8回調査(1982年)	100.0 (1,429)	3.1	9.1	55.4	27.4	5.0	2.23
第9回調査(1987年)	100.0 (1,755)	2.7	9.6	57.8	25.9	3.9	2.19
第10回調査(1992年)	100.0 (1,849)	3.1	9.3	56.4	26.5	4.8	2.21
第11回調査(1997年)	100.0 (1,334)	3.7	9.8	53.6	27.9	5.0	2.21
第12回調査(2002年)	100.0 (1,257)	3.4	8.9	53.2	30.2	4.2	2.23
第13回調査(2005年)	100.0 (1,078)	5.6	11.7	56.0	22.4	4.3	2.09
第14回調査(2010年)	100.0 (1,385)	6.4	15.9	56.2	19.4	2.2	1.96
第15回調査(2015年)	100.0 (1,232)	6.2	18.6	54.0	17.9	3.3	1.94

